

第2回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（13人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸

最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第4号 令和5年年間活動計画（案）について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明について

議案第8号 農用地利用集積計画（案）について

議案第9号 農用地利用配分計画（案）について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議長 ただ今から、令和5年第2回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は全員出席ですので欠席遅刻委員はございません。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、1番河岡委員、7番佐々木委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和5年1月13日（金）常設審議委員会現地調査（会長・事務局）

令和5年1月23日（月）常設審議委員会（会長）

議長 それでは、議案審議に入ります。議案第4号「令和5年年間活動計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「令和5年年間活動計画（案）について」説明をさせていただきます。議案の1～2ページです。2ページをご覧ください。先月の1月20日に専門部会を開催いたしまして、話し合った計画（案）を載せています。昨年とほぼ同様な形ではありますが、3月に下限面積の見直しの方をいれさせてもらっています。こちらの方は、令和5年4月1日から施行で下限面積が撤廃になりますと言う事で、あげさせていただいておりますが、先日県の説明会の際には、下限面積を撤廃と言う事で、市町村独自で制限を設ける事は出来ないと言う風に説明を受けましたので、農地専門部会の方で、下限面積の見直しを行わずに、3月の総会の方で、今、定めています干拓は50aといったものを廃止するという議案を出させていただくような形にしたいと考えております。それ以外は昨年と同様となっております。事務局からの説明は以上でございます。

古徳委員 専門部会を行いまして、昨年とほぼ変わりません。毎年の事なのですが、農地

パトロールが9月になってしまうので、出来るだけ8月中には行うと決めさせていただきます。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
ないようすで採決をとります。議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案の3ページからになります。今回2件の申請が出ています。(番号1) 渡町、732m²、渡町、329m²、渡町、336m²、渡町、1056m²の計2453m²を大阪の堺市のAさんから渡町のBさんに売買により、所有権移転し、野菜を栽培すると言う申請内容です。次に農地法3条第2項の農地の権利移動に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、取得後の農地が約11000m²となり、下限面積要件を満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作をされると言う事で維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、古徳委員、築谷委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地は、工事の資材置場の斜め前ですが、特に問題はないと思います。もう一か所は、小学校のグラウンド側を東側に入って、図をみてもらうとわかると思うのですが、道路から小学校までの中間地点の右左にある場所になります。こここの場所も特に問題はないと思います。以上です。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

議長 全員賛成ですので、(番号1)、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

事務局 (番号2)を説明させていただきます。譲渡人が元町のCさんで、譲受人が森岡町のDさんです。申請地を売買により、所有権移転し、露地野菜を栽培すると言う申請内容です。土地の所在地は境港市森岡町、695m²、畠です。地図は5ページにあります。県道米子境港自転車道線沿いにある農地です。次に農地法3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の下限面積要件についてですが、田耕作面積もございまして、取得後の農地が約1200m²を超える面積で、下限面積要件を満たすこととなります。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、耕作をされると言う事で維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、古徳委員、築谷委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地は、三軒屋から東森岡の方に行ったところ、県道米子境港自転車道線沿いです。場所的には使いやすい場所だと思います。耕作をすると言うことなので

ありがとうございます。以上です。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、(番号2)、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

事務局 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案は6ページから7ページです。譲渡人は、渡町のEさん、渡町のFさん、同じく渡町のGさんです。渡町、計5筆、計2610m²を賃貸借権を設定して(株)Hさんがコンビニエンスストア敷地として利用したいと言うことでございます。申請地周辺の農地区分につきましては、周辺に公共施設、小学校と医院等もあり、第3種農地に該当します。
資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。
遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。
土地改良区の同意の意見書は添付されております。
計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。
周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺には耕作中の農地は無く、被害発生の恐れはないと考えられます。
現地調査は、古徳委員、築谷委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 地図で見てもらえれば、わかると思いますが、医院の道路を挟んで向かい側になります。以前、渡町内にあったHは2年もたたないうちに閉店してしまったので、今回は長く続いてほしいと考えています。みんなのご意見・ご審議をお願いします。

橋本委員 ここは、朝と3時頃は小学生の通学路になっています。コンビニということできれぐれも車の出入りには気を付けてもらうようにお店の方にもお願いしたいです。

議長 期間借地と書いてありますが何年でしょうか。

事務局 申請書の方では30年になっています。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。ないようすで採決をとります。議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第7号「非農地証明について」の説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第7号「非農地証明について」説明させていただきます。

今回は2件でてきてています。(番号1)申請人は渡町のIさんです。土地の所在は、渡町、2筆で1105m²です。地図は9ページです。ご自分のお宅の所が40年前から、住宅敷地の一部として、利用していたのですが、登記簿地目が畠であったことで農地としての利用は困難ということです。(番号2)同じく申請人は渡町のJさんです。土地の所在は渡町、125m²、地図は10ページになります。地図上はJさんの土地の一部で倉庫等が建っているのですけれども、55年前から住宅敷地の一部として、利用しており、農地としての利用は困難とのことです。こちらの方も宅地の一部として使っているので非農地証明と言う事で申請をしていただいております。

現地調査は、古徳委員、築谷委員、佐々木委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 (番号1)、現地、Iさんの家の前が畠になっていまして、1/3くらいは木が植わっております。家に行くまでの土地ですけど、奥の方も畠になっていたのですが、今は宅地課税を払っているので、そのまま非農地証明をお願いしますという事です。この申請地の周辺は墓地がたっていて、現在使われていない倉庫がある場所になります。皆さんのご審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようすで採決をとります。議案第7号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第8号「農用地利用集積計画（案）について」、議案第9号「農用地利用配分計画（案）について」関連がありますので一括して説明をお願いします。

議案内容に関係しますので阿部委員、梶谷委員は退席をお願いします。

（阿部委員、梶谷委員が退室）

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案の11ページから13ページまでとなります。13ページの各筆明細をご覧ください。こちらの一覧に載っているのは、新規の案件ですけど、合わせて配分計画の方もご覧ください。議案第9号配分計画の各筆明細15ページをご覧いただき、特筆すべき点をご説明させていただきますと、整理番号3番のJさんと、4番のKさんと言うのは、今年の4月から新たに就農予定の方で、こちらの方に配分される筆がこちらの方に上がってきています。次に、16ページの整理番号8番、Lさんという方にたくさん配分される形になっているのですが、後ほど報告の方であがってくるのですけど、Mさんが解約された農地を付け替えという形で配分を受けている形になっておりまして、今回これだけ筆があがっている形となっています。続いて9番のNさんと言う方につきましても、4月に新たに就農を予定されている方で、この方にもこれだけの筆が付くような形となっています。説明は以上です。

議長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第8号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり承認されました。
続きまして、議案第9号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第9号は、原案のとおり承認されました。

（阿部委員、梶谷委員が入室）

(事務局から次の事項について報告)

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議会（会長） 令和5年2月24日（金）

○農業委員会会長協議会研修会（会長） 令和5年2月24日（金）

○令和5年第3回境港市農業委員会総会 令和5年3月10日（金）

◆午後1時30分～

・農業委員会情報 市報 2月号「農業者年金に加入しませんか」

市報 3月号「農地の転用について」（予定）

議長 以上で本日の審議は終了いたしましたが、その他に皆さんの方からございませんか。

議長 それでは以上をもちまして令和5年第2回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和5年2月10日

境港市農業委員会

議長

署名委員

署名委員
